

令和 7 年 3 月 12 日

組合員の皆さまへ

大阪市職員共済組合  
(保健医療係：6208-7591～7593)

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給開始について（事前周知）

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月12日公布）によって、地方公務員等共済組合法等が改正され、令和7年4月1日から新たに育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給が始まります。

つきましては、現時点での内容となりますが、以下のとおりお知らせします。

なお、手続き等の詳細については、決まり次第改めてお知らせします。

## 記

### 1 育児休業支援手当金について

令和7年4月1日以降に、対象期間<sup>(注1)</sup>内に、原則として、両親ともに通算14日以上の子育て休業等<sup>(注2)</sup>を取得した場合、最大28日間、1日につき標準報酬の日額の13%に相当する金額を現在の育児休業手当金に上乗せして支給します。

(注1)「対象期間」とは、男性は子の出生日後56日以内、女性は産後休暇後56日以内の期間をいう。

ただし、組合員が以下の①～④いずれかに該当する場合には、組合員が対象期間内に子育て休業等をした日数が通算して14日以上であれば支給されます。

- ① 配偶者のない者又はその他総務省令で定める者（子育て休業等に係る子が組合員の配偶者の子に該当しない者等）である場合
- ② 配偶者が雇用保険法に規定する適用事業に雇用される労働者でない場合（フリーランス、自営業者、無業者等）
- ③ 配偶者が子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において、産後休暇等をした場合
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、配偶者が子の出生の日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において、子を養育するための休業をすることができない場合

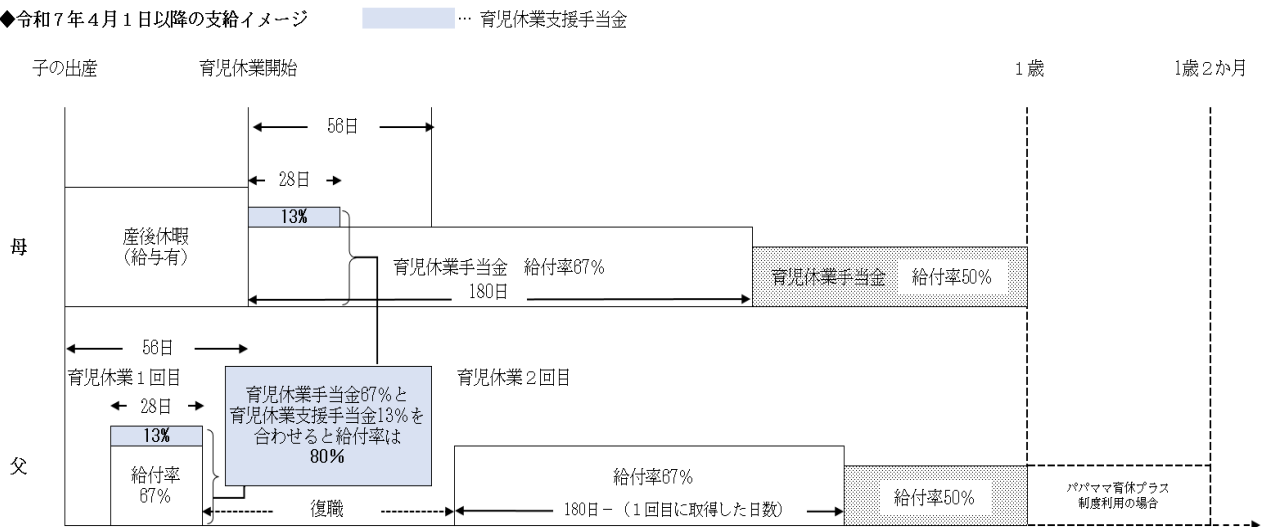
（次のいずれかに該当する場合）

- 配偶者が日々雇用される者である場合
- 配偶者が期間を定めて雇用される場合であって、子の出生の日（出産予定日前に出産した場合にあっては、出産予定日）から起算して56日を経過する日の翌日から六月を経過する日までに、労働契約が満了することが明らかでない場合
- 配偶者が子育て休業等をする事ができないものとして定められた労働者に

該当する場合であって、その雇用する事業主に育児休業等の申出を拒まれた場合

なお、上記の事実及び配偶者の育児休業等の取得期間を確認する書類の提出が必要です。

◆令和7年4月1日以降の支給イメージ



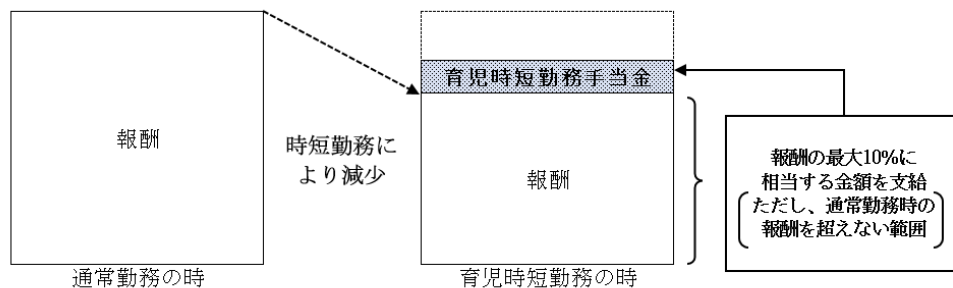
## 2 育児時短勤務手当金について

令和7年4月1日以降に、2歳に満たない子を養育するために1週間の所定労働時間を短縮する勤務（以下「育児時短勤務」という。）をした場合、支給対象月<sup>(注2)</sup>の一支給対象月に支払われた報酬の額の最大10%<sup>(注3)</sup>に相当する金額を支給します。

(注2)「支給対象月」とは、組合員が育児時短勤務を開始した日の属する月から当該育児時短勤務を終了した日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて組合員であり、かつ、育児休業手当金又は介護休業手当金の支給を受けることができる休業をしなかった月に限る。）をいいます。

(注3) 育児時短勤務手当金の支給額と報酬の合計が、通常勤務の時の報酬を超えないように、支給率は調整されます。

◆支給イメージ



## 3 雇用保険法の給付との調整

育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金ともに、同一の育児休業及び育児時短勤務について、雇用保険法による出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給を受けるときは、支給されません。